

# 高知県グリーンボンドの ご案内

法人向け

高知県では、令和4年3月に「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」を策定し、「2050年のカーボンニュートラル実現」と「経済と環境の好循環」の創出を目指す取組を推進しています  
今期、第5回目となるグリーンボンドの発行を通じて、  
目標実現に向けた脱炭素の取り組みを一層推進してまいります

## 高知県令和8年度第1回公募公債（グリーンボンド・5年）発行概要

|        |                                                                                                 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年限     | 5年（満期一括償還）                                                                                      |
| 発行予定額  | 45億円                                                                                            |
| 各公債の金額 | 1,000万円                                                                                         |
| 条件決定日  | 令和8年8月7日（金）を予定                                                                                  |
| 発行日    | 令和8年8月31日（月）を予定                                                                                 |
| 利払日    | 年2回 毎年2月及び8月の各末日 ※ 休日の場合、利払日は前倒しとなります                                                           |
| 償還日    | 令和13年8月29日（金）                                                                                   |
| 適合性評価  | 第三者機関である株式会社日本格付研究所（JCR）より、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則2021及び環境省グリーンボンドガイドライン2022年版への適合性について評価を取得 |

## 発行意義／資金使途の例

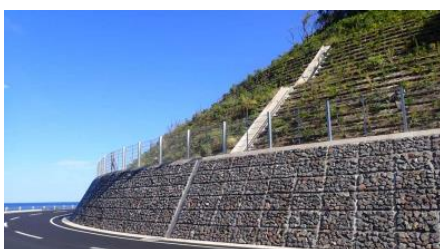
SDGsの推進に向け、環境問題・社会的課題の解決につながる事業に活用します

### ① 再生可能エネルギー



太陽光発電設備整備事業

### ② 気候変動への適応



道路整備（法面对策）事業

### ③ 生物多様性の保全



牧野植物園整備事業

# お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

## 金融商品仲介業務取扱商品のご留意点

- 金融商品仲介業務取扱商品のご利用に際しては、当行を通じて大和証券株式会社に「証券総合口座」（四国銀行証券仲介口座）を開設いただく必要があります。
- 金融商品仲介業務取扱商品は、預金とは異なり預金保険の対象ではありません。また、当行が元本を保証するものではありません。
- 金融商品仲介業務取扱商品は、投資元本および利回り、配当が保証されている商品ではありません。
- 金融商品仲介業務で取扱う有価証券等は、金利・為替・株式相場等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化により価格が下落し、損失が生じる恐れがあります。また、お取引による損益は、お客さまご自身に帰属します。
- 金融商品仲介業務取扱商品のお取引は、クーリングオフの対象にはなりません。
- 金融商品仲介業務取扱商品は、投資者保護基金の対象となります。
- お客さまの属性や取引情報は、お客さまが口座を開設する委託金融商品仲介業者と当行で共有します。
- 委託金融商品取引業者の商品であっても、当行がお取扱いをしていないものがあります。
- お客さまの金融商品仲介口座は、委託金融商品取引業者に開設され、口座開設後の有価証券の売買等のお取引についても、お客さまと委託金融商品仲介業者のお取引になります。
- 金融商品仲介業務取扱商品のお取引には、商品毎に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。
- 当行において金融商品仲介業務でのお取引の有無が、お客さまの当行における他のお取引に影響を与えることは一切ありません。また、当行での融資等のお取引内容が金融商品仲介業務でのお取引に影響を与えることはありません。
- 金融商品仲介業務取扱商品は、商品毎に手数料等およびリスクが異なりますので、必ず最新の契約締結前交付書面、目論見書等により、商品内容を十分ご確認下さい。
- お申込みに際しては、原則ご本人さまのお手続きとさせていただきます。

## 手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.26500%（但し、最低2,750円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大0.99000%の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前が必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。

## ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：株式会社四国銀行 登録金融機関 四国財務  
局長（登金）第3号

加入協会：日本証券業協会

商号等：大和証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品  
取引業協会、一般社団法人日本STO協会